

令和 6 年 1 2 月市議会定例会提出議案

八 尾 市

議案第80号

八尾市総合計画後期基本計画を定める件

八尾市総合計画後期基本計画を別冊のとおり定めるにつき、八尾市総合計画策定条例（平成29年八尾市条例第50号）第5条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第81号

建物の売払いの件

次のとおり建物を売り払うについて、八尾市公有財産及び物品条例（昭和39年八尾市条例第10号）第5条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 売り払う建物

所 在	八尾市青山町四丁目149番地1、149番地2、150番地
家屋番号	149番1
種 類	老人ホーム
構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階 付き4階建
床 面 積	1階 1,216.43㎡ 2階 1,152.73㎡ 3階 1,317.44㎡ 4階 1,236.99㎡ 地下1階 445.03㎡

2 売払い価格

350,735,000円

3 売払いの相手方

八尾市南本町三丁目4番5号

社会福祉法人八尾隣保館

理事長 荒井 恵一

議案第82号

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和58年八尾市条例第4号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

性同一性障害、性的指向及び性自認に配慮し、印鑑の登録事項及び印鑑登録証明書から性別に関する事項を削除するほか、印鑑登録票の調製方法を変更するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和58年八尾市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第5項中「及び可視台帳」を削る。

第14条中「（印鑑登録票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。）」を削り、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和7年5月7日から施行する。

議案第83号

八尾市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年八尾市条例第109号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年八尾市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第84号

八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、失業等給付に相当する失業者の退職手当に関する規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した八尾市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第4項及び同条例附則第12項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第85号

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成26年八尾市条例第53号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、八尾市公共下水道事業会計における利益の処分に関し必要な事項を定めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成26年八尾市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号及び第3号に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第86号

八尾市下水道条例の一部改正の件

八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

国土交通省による標準下水道条例の一部改正に伴い下水道排水設備工事責任技術者の配置基準を見直すとともに、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部改正に伴い除害施設（下水による障害を除去するために必要な施設）の設置等に関する基準を改めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市下水道条例の一部を改正する条例

八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「専属させる」を「選任する」に改める。

第8条の3第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大阪府の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第8条の10第3号中「専属させる」を「選任した」に改める。

第10条の3第1項第7号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第18条の2第2項中「以下」を「以下の場合であって」に、「及び」を「又は」に、「場合に」を「とき」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第18条の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる八尾市下水道条例第5条の規定による排水設備等の計画の確認申請に係る接続納付金の不徴収について適用し、同日前に行われた当該確認申請に係る接続納付金の不徴収については、なお従前の例による。

議案第87号

八尾市水道事業の設置等に関する条例等の廃止等の件

八尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第29号）等を廃止する等につき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

八尾市水道事業の大阪広域水道企業団への事業統合に伴い、関係条例を廃止等する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する等の条例

(八尾市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 八尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第29号）
- (2) 八尾市水道事業給水条例（昭和33年八尾市条例第187号）
- (3) 八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年八尾市条例第30号）

(公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例の一部改正)

第2条 公の施設の廃止及び独占的利用に関する条例（昭和39年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「廃止及び」を削る。

第2条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(八尾市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 第1条第1号の規定による廃止前の八尾市水道事業の設置等に関する条例第8条の規定による令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間の水道事業に関する業務状況説明書類の提出については、なお従前の例による。ただし、同条に規定する水道事業管理者の権限は、市長が行う。

(八尾市情報公開条例の一部改正)

3 八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、水道事業管理者」を削る。

(八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

4 八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年八尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、水道事業管理者」を削る。

(八尾市行政手続条例の一部改正)

- 5 八尾市行政手続条例（平成8年八尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「、水道局」を削る。

(八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の一部改正)

- 6 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成18年八尾市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、病院事業管理者及び水道事業管理者」を「及び病院事業管理者」に改める。

(八尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

- 7 八尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年八尾市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、水道局」を削る。

(八尾市職員定数条例の一部改正)

- 8 八尾市職員定数条例（昭和27年八尾市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,575人」を「2,465人」に改め、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

(八尾市職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 9 八尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年八尾市条例第39号）第4条の管理職手当又は八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年八尾市条例第30号）第4条」を「又は八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年八尾市条例第39号）第4条」に改める。

(八尾市職員倫理条例の一部改正)

- 10 八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「、病院事業管理者又は水道事業管理者」を「又は病院事

業管理者」に改める。

（八尾市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

- 11 八尾市職員の厚生制度に関する条例（昭和56年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を削る。

（八尾市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

- 12 八尾市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第6条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表中水道事業管理者の項を削る。

（八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例の一部改正）

- 13 八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和5年八尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第2条第2項中「第5号」を「第4号」に改める。

（八尾市債権管理条例の一部改正）

- 14 八尾市債権管理条例（平成22年八尾市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「、病院事業管理者及び水道事業管理者」を「及び病院事業管理者」に改める。

（八尾市債権管理条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 前項の規定による改正前の八尾市債権管理条例第2条第5号及び第14条第1項の規定により令和6年度において水道事業に係る債権の放棄が行われた場合における同条第2項の規定による市議会への報告については、なお従前の例による。ただし、同項に規定する水道事業管理者の権限は、市長が行う。

（八尾市下水道条例の一部改正）

- 16 八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1号中「八尾市水道事業給水条例（昭和33年八尾市条例第187号）第30条の規定に基づき水道料金を算出するときに算出された水道水」を「水道」に改める。

議案第88号

令和6年度八尾市一般会計第6号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市一般会計第6号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第89号

令和6年度八尾市国民健康保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市国民健康保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第90号

令和6年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第91号

八尾市生涯学習センターの指定管理者指定の期間変更の件

令和元年12月20日議決に係る八尾市生涯学習センターの指定管理者の指定の期間を次のように変更するについて、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市生涯学習センター

位置 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16

2 指定管理者

八尾かがやき未来プロジェクト

代表者 東京都千代田区神田神保町二丁目30番地昭和ビル

株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長 松井 聡

3 指定の期間 変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

変更後 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第92号

八尾市営住宅等の指定管理者指定の件

八尾市営住宅等の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 管理を行わせる施設

名 称	位 置
八尾市営西郡住宅	八尾市桂町一丁目から三丁目まで及び六丁目、幸町一丁目から五丁目まで並びに高砂町一丁目地内
八尾市営安中住宅	八尾市南本町八丁目並びに安中町八丁目及び九丁目地内
八尾市営萱振住宅	八尾市緑ヶ丘一丁目地内
八尾市営大正住宅	八尾市西木の本四丁目地内

2 指定管理者

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

近鉄住宅管理株式会社

代表取締役 陸野 輝

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第93号

刑部小学校給食調理場改築に伴う機械設備工事の工事請負契約締結の件

刑部小学校給食調理場改築に伴う機械設備工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 契約の目的 刑部小学校給食調理場改築に伴う機械設備工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 151,800,000円
- 5 契約の相手方
八尾市楠根町二丁目4番4号
株式会社伸和工業
代表取締役 種谷 知紀
- 6 工事場所 八尾市刑部三丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和6年10月31日

令和 6 年12月市議会定例会提出議案
令和 6 年11月発行（R 6 －129）
八尾市総務部政策法務課